

改善要望・改善報告書

施設の名称 東大阪市民美術センター

令和 5 年度

第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

No.	観点	要改善事項	指定管理者・施設担当課による改善報告 (令和7年1月31日時点)
1	適正性	指定管理者及び所管課:市への提出資料(事業報告書)の提出に関して遅延している状況を是正すべきである。また、所管課は是正に向けて継続的かつ実効性をもった指導とモニタリングを行う必要がある。	指定管理者:令和5年度分事業報告書については、遅延することのないよう余裕を持って準備し、提出を行った。次年度以降も、事業報告書を含む市への提出資料については、期限内の提出を徹底する。 所管課:事業報告書を含む市への提出資料については、仕様書等に定められた期限内に提出するよう、継続的に指導・モニタリングを行っていく。
2	適正性	指定管理者:非常口ドアの前に、物品が置かれていたため、避難経路の確保のために位置を移動すべきである。	指定管理者:現地調査が実施された令和5年9月に非常口ドアの前にあった物品の位置を移動し、その後も避難経路を確保するために物品を置かないようにしている。
3	適正性	指定管理者:現在も学芸員を配置し適切に管理しているが、よりよい美術品の管理のため、文化庁が作成する「文化財(美術工芸品)保存施設、保存活用施設 設置・管理ハンドブック」等を参考に今後も美術品の適正な管理に努められたい。	指定管理者:令和5年11月以降、文化庁が示している「文化財(美術工芸品)保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」を参考に「東大阪市民美術センターに収蔵する美術工芸品の保管、管理、活用について」の指針を定め、その指針をもとに、美術品の適正な管理に努めている。
4	適正性	所管課:文化庁からの発出、他市の状況等を踏まえて、美術品の具体的な管理方法や求める管理水準を定めた要綱等の制定を検討するべきである。	所管課:令和5年11月に、文化庁が示している「文化財(美術工芸品)保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」を参考に「東大阪市民美術センターに収蔵する美術工芸品の保管、管理、活用について」の指針を定め、指定管理者へ通知した。